

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑西市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

生活保護に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者選定の際に事業者のセキュリティ体制を確認し、併せて個人情報、秘密保持に関して契約に含めることとしている。

## 評価実施機関名

筑西市長

## 公表日

令和7年3月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づく生活保護に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働社会局長通知)に基づき生活保護法に準じて外国人に対する生活保護に関する事務は以下のとおり。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に基づいて、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表 第23の項 ・番号法第9条第2項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号</p> <p>3. 筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>

②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表</p> <p>(別表における情報提供の根拠)          : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(8-9-15、9-9-16、8-9-20、8-9-22、22-9-42、23-9-44、24-9-50、24-9-51、27-9-55、38-9-61、40-9-65、44-9-71、46-9-76、51-9-77、52-9-78、61-9-88、61-9-89、64-9-91、70-9-98、95-9-127、100-9-134、113-9-52、115-9-143、117-9-146、127-9-157、131-9-160の項)          : 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59の2の2、59の3</p> <p>(別表における情報照会の根拠)          : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(23の項)          : 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第44条          : 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第163条          ・筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	保健福祉部 社会福祉課
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	保健福祉部 社会福祉課
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 特に力を入れている ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 十分である ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを考慮し、特定個人情報の持ち出しを不可としている。</p> <p>なお、やむを得ず特定個人情報の持ち出しを行う際には、持ち出しを台帳にて管理し、決裁権者の許可を得ている。持ち出す際についても、対象ケースワーカーに対し、細心の注意を払うよう日ごろから指導伝達を行っている。</p>

9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査                      [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
判断の根拠	特定個人情報を記載した不要書類について破棄する場合のシュレッダー使用の徹底。特定個人情報を保管する際は鍵のついたキャビネットへの収納の徹底、情報系については静脈認証を用い、権限を有するものみのアクセスとし、制限を設けている。滅失リスクについては、サーババックアップを常時行っており、停電時対応においてもUPS電源を用いて対策を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年6月14日 時点	令和3年6月4日 時点	事後	
令和3年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年6月14日 時点	令和3年6月4日 時点	事後	
令和3年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	
令和4年10月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月4日 時点	令和4年10月3日 時点	事後	
令和4年10月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月4日 時点	令和4年10月3日 時点	事後	
令和4年10月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年10月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年11月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月4日 時点	令和4年11月7日 時点		
令和4年11月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月4日 時点	令和4年11月7日 時点		
令和5年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年11月7日 時点	令和5年6月14日 時点		
令和5年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年11月7日 時点	令和5年6月14日 時点		
令和5年6月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り	生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	生活保護法に基づく生活保護に関する事務及び生活に困難する外国人に対する生活保護の		
令和5年6月21日	I 関連情報 2. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		
令和5年6月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		
令和5年6月23日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和5年6月23日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和7年1月29日	I 関連情報 3. 個人番号利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・番号法第9条第2項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号  3. 筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表 第23の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第2項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号  3. 筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
令和7年1月29日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第9号 内閣府総務省令第7号第8条1、2号 別表第二 第10号 内閣府総務省令第7号第8条1、2号、3号 別表第二 第14号 内閣府総務省令第7号第11条 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条1、2、3号 別表第二 第24号 内閣府総務省令第7号第17条 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条4号 別表第二 第27号 内閣府総務省令第7号第20条4、5、6、7、9、10号 別表第二 第28号 内閣府総務省令第7号第21条1、4、5、7、8、9号 別表第二 第31号 内閣府総務省令第7号第22条2、3、4、5、7号 別表第二 第37号 内閣府総務省令第7号第23条1号 別表第二 第38号 内閣府総務省令第7号第24条1号 別表第二 第42号 内閣府総務省令第7号第25条8号 別表第二 第50号 内閣府総務省令第7号第26条の4 1号 別表第二 第53号 内閣府総務省令第7号第27条1号 別表第二 第54号 内閣府総務省令第7号第28条1、2、3、4、5、7、8、9号 別表第二 第61号 内閣府総務省令第7号第32条1、2号 別表第二 第62号 内閣府総務省令第7号第33条 別表第二 第64号 内閣府総務省令第7号第35条 別表第二 第70号 内閣府総務省令第7号第39条1号 別表第二 第87号 内閣府総務省令第7号第44条1号 別表第二 第94号 内閣府総務省令第7号第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 別表第二 第104号 内閣府総務省令第7号第52条 別表第二 第106号 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号 別表第二 第108号 内閣府総務省令第7号第55条1、2、3、4号 別表第二 第116号 内閣府総務省令第7号第59条の2の2 1、2、3、4、5号 別表第二 120号 内閣府総務省令第7号第59条の3 1、2号 【照会ができる根拠規定】 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条	番号法第19条第8号 【提供ができる根拠規定】 別表 第8号 デジタル庁・総務省令第9号第15条1、2号 別表 第9号 デジタル庁・総務省令第9号第16条1、2、3号 別表 第8号 デジタル庁・総務省令第9号第20条 別表 第8号 デジタル庁・総務省令第9号第22条1、2、3号 別表 第22号 デジタル庁・総務省令第9号第42条 別表 第23号 デジタル庁・総務省令第9号第44条4号 別表 第24号 デジタル庁・総務省令第9号第50条3、5、6、7、9、10号 別表 第24号 デジタル庁・総務省令第9号第51条1、4、6、7、8、15号 別表 第27号 デジタル庁・総務省令第9号第55条2、3、4、5、7号 別表 第38号 デジタル庁・総務省令第9号第61条1号 別表 第40号 デジタル庁・総務省令第9号第65条1号 別表 第44号 デジタル庁・総務省令第9号第71条8号 別表 第46号 デジタル庁・総務省令第9号第76条1号 別表 第51号 デジタル庁・総務省令第9号第77条 1号 別表 第52号 デジタル庁・総務省令第9号第78条1、2、3、4、5、7、8、9号 別表 第61号 デジタル庁・総務省令第9号第88条1、2号 別表 第61号 デジタル庁・総務省令第9号第89条 別表 第64号 デジタル庁・総務省令第9号第91条 別表 第70号 デジタル庁・総務省令第9号第98条1号 別表 第95号 デジタル庁・総務省令第9号第127条1号 別表 第100号 デジタル庁・総務省令第9号第134条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 別表 第113号 デジタル庁総務省令第9号第52条 別表 第115号 デジタル庁・総務省令第9号第143条1、2、3号 別表 第117号 デジタル庁・総務省令第9号第147条 1、2、3、4号 別表 第127号 デジタル庁・総務省令第9号第157条1、2、3、4、5号 別表 第131号 デジタル庁・総務省令第9号第160条1、2号 【照会ができる根拠規定】 別表 第23号 デジタル庁・総務省令第9号第44条別表 第23号 デジタル庁・総務省令第9号第163条		
令和7年1月29日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年6月23日 時点	令和6年10月1日 時点		
令和7年1月29日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年6月23日 時点	令和6年10月1日 時点		